

令和2年度

第1回

# 鹿児島市青少年問題協議会

日時 令和2年6月4日（木） 9：30～11：00

場所 市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月18日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

令和2年度 第1回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

令和2年6月4日  
青少年課

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 日 時 令和2年6月4日(木) 9:30～11:00
- (2) 場 所 市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室
- (3) 会 順

- ア 委員紹介 . . . . . 9 : 3 0
- イ 会長、副会長選出 . . . . . 9 : 3 5
- ウ 開会のあいさつ . . . . . 9 : 4 0
- エ 協 議 . . . . . 9 : 4 5
  - ① 前年度協議内容等について
  - ② 令和2年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について
  - ③ 令和2年度の協議テーマ(案)について
  - ④ 専門委員会の設置(案)について
  - ⑤ 令和2年度青少年問題協議会の会議計画(案)について
  - ⑥ その他(情報・意見交換)
- オ 閉会のあいさつ . . . . . 1 0 : 5 5

令和2年度青少年問題協議会委員				
選出区分		団体	役職	氏名
学識経験者 9人	大学	鹿児島大学	教授	上谷 順三郎
		鹿児島国際大学	准教授	帖佐 尚人
		志学館大学	教授	飯干 紀代子
	学校	市小学校長会(本名小学校)	代表	川崎 公代
		市中学校長会(吉田南中学校)	代表	向田 伸子
		鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会	会長	月野 功
	関係団体	市PTA連合会	代表	※ 大木 健太郎
		市民生委員児童委員協議会	代表	有馬 悦子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	代表	海江田 麻貴
公募市民 2人		公募市民		鶴田 宏
		公募市民		森園 さくら
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	杉元 羊一
		鹿児島労働局職業安定部	訓練室長	地頭 政
		県警察本部人身安全・少年課	課長	鋪根 重雄
		鹿児島地方法務局人権擁護課	課長	永尾 順一
		市市民文化部	部長	遠藤 章
		市こども未来局	次長	吉住 嘉代子
		市人権啓発室	室長	福島 宏子
		市教育委員会教育部	部長	大脇 俊朗
		市学校教育課	課長	山下 聖和

※ 令和2年5月の改選を受け、変更の可能性あり

令和2年度青少年問題協議会幹事				
選出区分		団体	役職	氏名
関係各課 9人		広報課	課長	大山 かおり
		地域振興課	課長	堀田 竜也
		男女共同参画推進課	課長	高木 悦子
		こども支援室	室長	山之内 匡洋
		人権啓発室	係長	山元 浩之
		学校教育課	主幹	森 拓郎
		保健体育課	課長	池田 隆
		生涯学習課	課長	牛堀 隆弘
		青少年課	課長	猿渡 功

# 会議等報告

令和元年6月6日

件名	令和元年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	令和元年6月6日(木) 9時30分～11時		
場所	市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 20人(欠席5人)		
市出席者	委員：教育長、市市民文化部長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事：広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局：青少年課長、青少年課4人		
会次第	1 委員紹介 2 委嘱状交付 3 会長、副会長の選出 4 開会のあいさつ 5 協議 (1) 青少年問題協議会の設置等について (2) 前年度協議内容等について (3) 令和元年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について (4) 令和元年度の協議テーマについて (5) 専門委員会の設置(案)について(前年度専門委員会の報告) (6) 令和元年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (7) その他(情報・意見交換) 6 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 令和元年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について 承認 ○ 専門委員会の設置(案)について(前年度専門委員会の報告) 承認 ○ 令和元年度青少年問題協議会の会議計画(案)について 承認		
主な意見等	○ 専門委員会の設置(案)について(前年度専門委員会の報告)について ・ 昨年度からのテーマにある「青少年を守り育む環境づくりの推進」から考えるのだが、・・・子どもは、周りの大人たちから、促されても、自分で判断して行動することが大切だと思う。最近、子どもの中には、「誰かがやってくれるのでは・・・」と思っている子どもが多いと感じる。そこから、今後の議論として、自分でできる「力」の育成を考えた議論が必要ではないか。 ・ 大学でも、学習支援センターで障がいがある学生への対応をしている。そこで以前、感じたことなのだが、「誰かがやってくれる」と考える学生が多く、中には、やってくれなければ、「なぜ？」と思う学生がいた感じがする。 しかし、最近は、国が示した合理的配慮を踏まえ、自らの意思で支援を求める学生が増えたと思う。支援を行う周りの意識が変わり、その学生の意識も変わったと思う。 ・ 教職員は、より多くの青少年の相談相手となれるよう、カウンセリングマインドをもつことが大切だと思う。そのため、教職員が、青少年の相談場面を作れることも力量と思う。 また、鹿児島市教育委員会の方針として、コーディネーターの活用や教職員の資質の向上など、児童生徒の発達段階を踏まえた取組を考慮していきたいと考える。 ・ 鹿児島市の高等学校は、社会参加によく取り組んでいます。「鹿児島マラソン」でのボランティア活動はよい例です。		

# 会議等報告

令和2年2月4日

件名	令和元年度第2回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	令和2年2月4日（火） 9時30分～11時		
場所	市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 20人（欠席5人）		
市出席者	委員： 教育長、市子ども未来部長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長（学校教育課長） 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、子ども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課主幹、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課4人		
会次第	1 開会のあいさつ 2 第1回青少年問題協議会協議内容・会議経過 3 協議 (1) 令和元年度青少年健全育成に関する主な実施状況について (2) 専門委員会報告等について (3) 令和2年度青少年問題協議会計画（案）について (4) その他（情報・意見交換等） 4 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 令和元年度青少年健全育成に関する主な実施状況について ○ 専門委員会報告等について ○ 令和2年度青少年問題協議会計画（案）について		承認 承認 承認
主な意見等	○ 専門委員会報告等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年が安心して相談できる環境を目指して、リーフレットを作成した。内容は、悩んでいる子どもに向けたメッセージと地域、家庭、学校が「見守る」「受け止める」「寄り添う」という3つのキーワードで子どもに接していくこと、更に子どもに接していくための必要な考え方や様々な悩みに応じた相談先を表わしたものとなっている。</li> <li>・ リーフレットは学校を通して各家庭に配布するが、リーフレットの内容をカレンダー形式としたものもデータで各学校に送信する。更に、広く市民に還元するため、市のホームページにもアップする。</li> </ul> ○ その他（情報・意見交換等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校区ごとの学校支援ボランティアの活動状況について、市のホームページにも掲載していただければありがたい。</li> <li>・ インターネット上で発生する人間関係の問題が一つの要因となって不登校となるケースがある。そこで、県の「SNSチェックシート」を活用し、児童生徒のSNSの利用の実態や心理状態などを学校と保護者で共有したり、対応を検討したりするなど、SNSの影響を受けている児童生徒の支援に役立てている。</li> <li>・ ネット依存に関する相談では、相談者の低年齢化が気になるところである。ネット依存やゲーム依存は、疾患であるので、専門機関との連携が必要になる。疾患になる前に、予防が必要である。そのようなことから、「SNSチェックシート」は予防の一つとして、良い取組かと思う。</li> <li>・ 最近、SNSを使った悩み相談が見られるが、主に文字の回答となるため、思いが伝わりにくいケースがあると言われている。また、相談する際も相談者の個人情報登録する場合があるため、気軽に相談することが難しいようである。</li> </ul>		

## 令和2年度 青少年健全育成に関する主な施策等（案）

### 1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、鹿児島市の教育を考える市民会議提言等の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

### 2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

### 3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

#### 〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

#### 〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 保護者と子どもで「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の育成に取り組んだり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に気を付けながら、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや野外活動等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
- いじめや不登校をなくし、充実した学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
- 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも早く発見し、1件でも多い解消を図る。
- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実に努める。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをするなど、一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。
- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。
- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などをおして、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。
- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。
- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。
- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。
- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。
- 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。
- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。
- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

(4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

〔視 点〕  
 学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けるなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
  - ・ 第1回さつまっ子育成市民大会の開催予定  
日 時：令和2年11月21日（土） 9：10～12：00  
会 場：市民文化ホール（第2ホール）  
参加者：約600人
- コミュニティー協議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。

（連絡会議等）

- ・ 鹿児島地区青少年環境づくり懇談会
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 鹿児島県薬物乱用防止指導員連絡協議会
- ・ 天文館等環境浄化対策連絡協議会
- ・ シンナー・接着剤等乱用防止対策協議会
- ・ 県カラオケスタジオ協会
- ・ 県アミューズメント施設営業協会等

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

# 主な施策の体系表

## 基本目標

心豊かで元気あふれる  
「さつまっ子」の育成

## 基本理念

個性豊かな人生を送るための基礎的な教養を身につけ、ふるさとをこよなく愛し、自ら学び続ける意欲を持ち、国際社会にたくましく生きていく青少年を市民みんなが協力して育成する。

## 主な施策

## 重点事項

豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の充実
- イ 明るく健全な家庭づくり

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と連携した諸事業の推進

青少年の地域活動や団体活動の促進

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

関係機関・団体相互の緊密な連携

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

## 令和2年度 青少年問題協議会専門委員会の設置（案）

### 1 専門委員会設置の理由（テーマ設定の理由を含む）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「新しい生活様式」のもと、学校、家庭、地域は、人と人との物理的距離の確保、マスク着用などにより、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、社会生活を維持しなくてはならない。

一方で、多感な時期の青少年にとっては、ストレスを感じることもあり、人間関係等で様々な不安や悩みが生じることが懸念される。

また、今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に影響される学習の遅れや部活動の大会中止など、更に、青少年の不安や悩みとなる様々な要因が出てくることが想定される。

そのような青少年の不安や悩みを、学校、家庭、地域はどのように受け止め、どのような支援をしていけばよいのかということが、今まさに問われていると考えられる。

そのことを受け、青少年問題協議会では、「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するため、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか、様々な視点で話し合い、具体的な取組を提言していくことを考える。

そこで、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年に係る問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携した心の教育の推進を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

### 2 専門委員（7人）

番号	氏名	役職
1	川崎 公代	鹿児島市小学校長会代表
2	向田 伸子	鹿児島市中学校長会代表
3	月野 功	鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長
4	帖佐 尚人	鹿児島国際大学准教授
5	大木 健太郎	鹿児島市PTA連合会代表 ※
6	森園 さくら	公募市民
7	鋪根 重雄	県警察本部人身安全・少年課長

※ 令和2年5月の改選を受け、変更の可能性あり

### 3 審議計画

- (1) 審議のテーマ 「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進」（主な施策（2））  
視 点：「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか。

- (2) 審議期間 令和2・3年度（年2回、計4回の専門委員会）

※ 途中、1年目にメッセージを出す予定

- (3) 審議の主な流れ

1年目：青少年に係る問題を話し合い、対応等を検討する中で、改善に向けたメッセージを出す。

2年目：「新しい生活様式」の中、青少年はどのようにして、豊かな人間関係を構築すればよいか検討し、学校、家庭、地域に向けた提言を出す。

青少年問題協議会専門委員会審議テーマと視点（H17年度～）(案)

17年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 ～体験活動を支援する環境づくりのための体験活動プログラムの作成～
18年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
19年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
20年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
21年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
22年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
23年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
24年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
25年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
26年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
27年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
28年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
29年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
30年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
元年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
2年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
3年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～

## 令和2年度青少年問題協議会計画（案）

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
令和2年5月14日（木） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 令和2年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 令和2年度青少年問題協議会の会議計画について	青年会館 会議室
令和2年6月4日（木） 9:30 ～ 11:00	協 議 会	① 令和2年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 令和2年度の協議テーマ及びいじめ問題について ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室
令和2年8月27日（木） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ①】 ○ 令和2・3年度のテーマに係る協議 ・現状の分析と課題 ※ メッセージ案を検討予定	青年会館 会議室
令和2年11月10日（火） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ②】 ○ 令和2・3年度のテーマに係る協議 ※ メッセージ案を検討予定	青年会館 会議室
令和3年1月19日（火） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
令和3年2月3日（水） 9:30 ～ 11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年問題協議会専門委員会報告 ③ その他（情報交換等） ※ メッセージを出す予定	青年会館 研修室